

令和7年度

就学奨励費説明書

神奈川県立保土ヶ谷支援学校

目 次

1 就学奨励費とは → P.01

2 支弁区分審査 → P.02

3 提出物について → P.03

4 各経費の解説及び振込方法 → P.06

5 様式集 → P.09

【配付様式】

- ① 世帯の状況(マイナンバー提出版)(第1号様式)
- ② 委任状(世帯の状況調書の中で、世帯員の欄に本人(義務教育を除く15歳以上の方)が、自署できない場合に記入してください。)
- ③ 交通費所要額届兼支給額調書(第8号様式)
- ④ 就学奨励費受領委任状兼口座振込依頼書(第20-1号様式)
- ⑤ 就学奨励費支弁区分の区分Ⅲ認定承諾書(第15号様式)
- ⑥ 就学奨励費辞退届(第3号様式)
- ⑦ 学用品・通学用品・新入学用品購入届(第20-1号様式第20-2号様式)
- ⑧ 学用品対象品目リスト

1 就学奨励費とは

1. 概要

就学奨励費とは、特別支援学校へ通う児童・生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減することで、教育の機会均等を図ることを目的とした支援制度です。対象となる経費の申請を行うことで、補助金が支給されます。

2. 対象者

特別支援学校に在籍している児童・生徒等の保護者等が対象です。仮に本校から他の特別支援学校に転出した場合でも引き続き受給することができます。

※県外の特別支援学校に転出した場合は、多少制度が異なる場合があります。

3. 支給要件

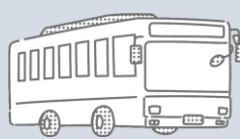
就学奨励費を受給するためには、「支弁区分審査」を受ける必要があります。世帯の経済状況に応じて「支弁区分」が決定されると、就学奨励費を受給することが可能となります。なお、審査の仕組みについては、2 ページで詳しく説明します。

4. 対象経費



給食費

喫食した食数分の給食費を支給します。



通学費

公共交通機関や自家用車で通学した際の交通費を支給します。



学用品費

教育課程で必要となる学用品等の購入額を支給します。

このほかにも教科用図書購入費や修学旅行費、校外学習等参加費、職場実習費等があります。経費一覧やそれぞれの経費の細かな説明は 6 ページで説明します。

2 支弁区分審査

1. 概要

就学奨励費では、世帯の経済状況に応じて「支弁区分」と呼ばれる区分を決定しています。「支弁区分」は、所得額に加えて居住地、世帯構成、年齢等から3つの区分に分かれます。この区分に応じて支給額が変動します。

2. 支弁区分



※所得上限はありませんので、いずれかの区分には決定されます。

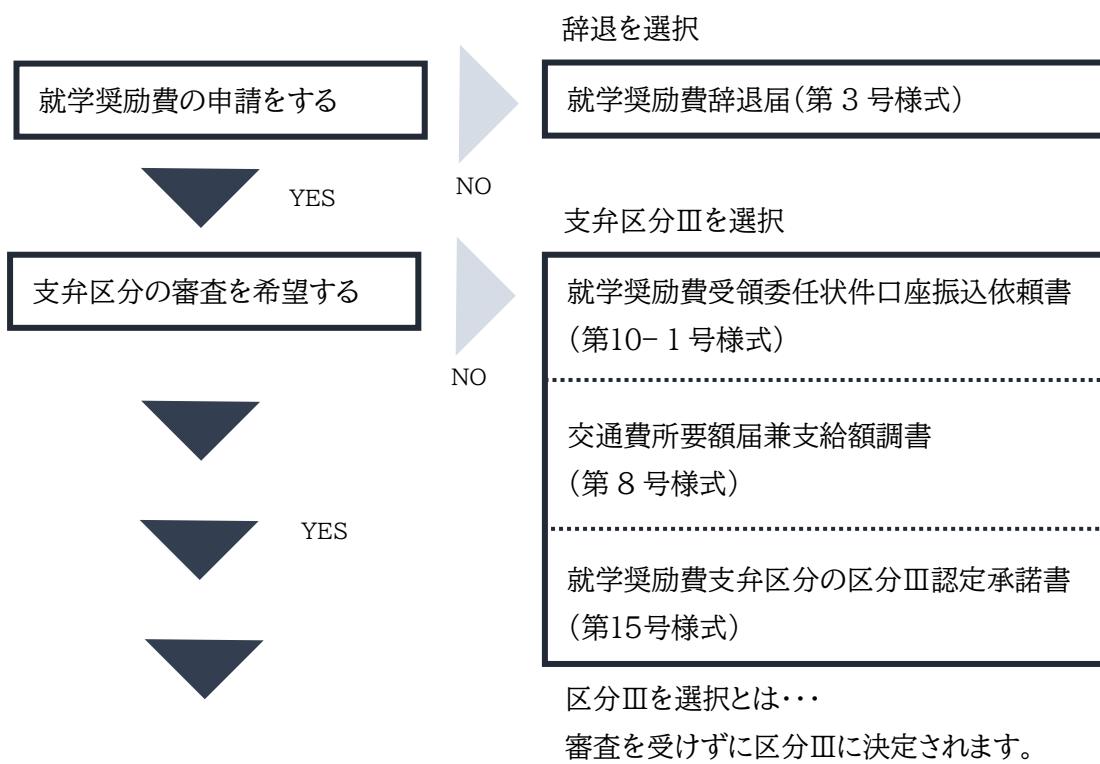
3. 注意事項

- 1** 支弁区分は一度決定されると年間を通して変更しません。
ただし、世帯状況に大きな変化があった場合は、事務室までご相談ください。
- 2** 就学奨励費の受給を希望しない場合は、「辞退」という選択もございます。
辞退の場合は、後述する就学奨励費辞退届をご提出ください。
- 3** 高等部1年生で、1人1台端末の一括調達を希望した場合は、暫定的に区分IIIに決定しています。
正式に書類がそろい次第、再度審査を実施します。

3 提出物について

1. 通学生の提出書類

次のフローチャートを参考にして、該当する書類をご提出ください。



世帯の状況(マイナンバー提出版)(第1号様式)

※マイナンバー書類を提出しない方(世帯の状況調書(課税証明書提出版をお渡しいたしますのでメモ書きで課税証明書提出希望と記入して通い袋に入れて、事務室に提出してください。)

就学奨励費受領委任状兼口座振込依頼書(第10-8号様式)

交通費所要額届兼支給額調書(第8号様式)

次の書類のいずれか

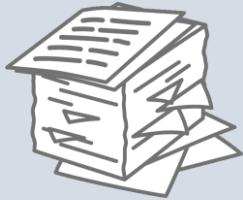
- ア マイナンバーの分かる書類(生徒本人を含む義務教育を除く15歳以上の世帯全員)
- イ 課税証明書(小規模企業共済等掛金控除・雑損控除を受けている世帯員のみ)
- ウ 生活保護受給証明書(生活保護世帯の方)

※生活保護受給証明書を提出される方は、需要額調書(第1号様式)は提出しません。

※ア、イの年齢は前年12月31日現在が基準となります

過去にマイナンバーを提出した方については、**今年度の提出は不要です**。新たにマイナンバーを提出する場合は、本人確認が必要となりますので、次表を参考にして書類をご提出ください。

マイナンバー確認書類



- ① マイナンバーカード
 - ② 通知カード
- ※住所や氏名等に変更がない場合のみ
- ③ マイナンバーの記載された
住民票

本人確認書類



- ① マイナンバーカード
- ② 運転免許証
- ③ 療育手帳
- ④ パスポート
- ⑤ 保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のうち **2つ**

※書類がない場合は、ご相談ください。

(本人確認書類について)

事務室窓口に直接持参した場合は、持参者の本人確認書類のみで十分です。

郵送や児童・生徒等経由で提出する場合は、全員分の本人確認書類が必要です。

2. 施設措置生の提出書類

施設に入所しており、措置費を受給している場合は就学奨励費を受給することはできません。その場合は、**「世帯の状況（第1号様式）」**をご提出ください。

3. 提出期限

課税証明書以外 … 令和 **7年4月25日(金)**

課税証明書 … 令和 **7年6月20日(火)**

※就学奨励費専用の封筒(通い袋)に入れてご提出ください。

4. 提出書類一覧

No	提出書類	備考	奨励費 通常申請	生活保護	区分Ⅲ 希望	施設生	辞退希望
1	世帯の状況(マイナンバー提出版)	第1号 様式	●			●	
2	就学奨励費受領委任状兼 口座振込依頼書	第10-1号 様式	●	●	●		
3	交通費所要額届兼 支給額調書	第8号 様式	●	●	●		
4	個人番号カード等のコピー 貼付台紙		●				
5	生活保護受給証明書			●			
6	就学奨励費支弁区分の 区分Ⅲ認定承諾書	第15号 様式			●		
7	就学奨励費辞退届	第3号 様式					●
8	令和7年度 課税証明書 ※マイナンバー書類を提出し ない方(世帯の状況調書(課税証 明書提出版をお渡しいたしますの でメモ書きで課税証明書提出希望 と記入して通い袋に入れて、事務 室に提出してください。) ※小規模企業共済等掛金控 除又は、雑損控除を受けてい る方		▲				
9	学用品・新入学用品・ 通学用品購入届	第20-1号 様式 第20-2号 様式	▲	▲			
10	通学定期券コピー (新規・継続ごとに提出)		▲	▲	▲		

●…提出必須 ▲…該当者のみ

※9については、別途ご案内いたします。

※10については、定期購入後速やかにご提出ください。

4 各経費の解説と振込方法

1. 教科用図書購入費

高等部の生徒が学校指定の教科書を購入した場合、その購入代金が全額支給対象となります。案内がありましたら領収書をご提出ください。

2. 給食費

実際に喫食した分の給食費を支給します。欠食届が提出されている期間を除いて、支給額を学校で計算しますので、保護者の皆様にご提出いただく書類はございません。なお、次表のとおり支弁区分に応じて支給額が変動します。

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
支給額	全額	半額	—

3. 通学費



自家用車で通学した場合

自家用車で通学した場合は、距離に応じたガソリン代を支給します。神奈川県教育委員会が決定したガソリン単価に通学日数を乗じて支給額を算定します。

年度初めに提出いただく「交通費所要額届」の内容を元に積算します。



電車・バス等公共交通機関で通学した場合



電車やバスで通学する場合は、原則として定期代の支給となります。

次の表に従って定期券を購入していただき、コピーを事務室までご提出ください。

定期券の提出がない場合は、日額単価×通学日数と定期代のうち低額を支給額とします。

	4月～6月 1回目	7月、9月 2回目	10月～12月 3回目	1月～3月 4回目
定期券	3か月定期	1か月定期×2	3か月定期	3か月定期

※この表に沿って購入することが難しい場合は、事務室までご相談ください。

※定期購入後は速やかに事務室までコピーをご提出ください。

4. 修学旅行費・校外活動等参加費

修学旅行や校外学習、遠足等に参加した際にかかった経費を支給します。学校で対象となる項目を算定しますので、保護者の皆様にご提出いただく書類はございません。

なお、次表のとおりそれぞれの経費に対して限度額が設けられています。

【修学旅行費】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
小学部	21,580 円	10,790 円	—
中学部	57,720 円	28,860 円	—
高等部	107,810 円	53,905 円	—

【校外活動等参加費】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
小学部	18,580 円	9,290 円	—
中学部	24,660 円	12,330 円	—
高等部	24,820 円	12,410 円	—

※限度額を超えた分については、支給対象外となります。

5. 職場実習費

職場実習に行く際の交通費が支給対象となります。支給にあたっては、実習後に提出いただく「現場(職場)実習に係る交通費調査」をもとに行いますので、実習終了後速やかにご提出ください。

6. 学用品・通学用品・新入学用品購入費

教育課程上必要となる物品の購入代が支給対象となります。**通信販売・実店舗を問わず、対象物品の領収書、レシート等を提出いただくことで、実費分を支給します。**対象品目については、令和7年度から拡大(新入生の方のみ対象だったものが在校生も対象になりました。)されましたので、5月にお配りいたします「令和7年度学用品対象品目リスト」をご参照ください。

なお、本経費についても次表のとおり限度額が設けられています。

【学用品・通学用品購入費】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
小学部	11,640 円	5,820 円	—
中学部	22,740 円	11,370 円	—
高等部	32,270 円	16,135 円	—

【新入学用品購入費】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
小学部	57,060 円	28,530 円	—
中学部	63,000 円	31,500 円	—
高等部	63,000 円	31,500 円	—

【ICT 機器購入費】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
高等部	50,930 円	50,930 円	50,930 円

※限度額を超えて申請された場合も限度額までの支給となります。

7. 振込方法について

原則として支給は口座振込により行います。「就学奨励費受領委任状兼口座振込依頼書」を提出いただき、申請口座に振り込みを行います。支給にあたっては、次表のとおり年4回実施します。

	4月-6月分 1回目	7月-9月分 2回目	10月-12月分 3回目	1月-3月分 4回目
支給月	7月下旬	10月下旬	1月下旬	翌年4月下旬